

一、同、修業員ノスリツバ両合羽才支給ナルコト

答、此ノ件、(異シテ)既ニ前次既人乾糸カ一方支給シ居ルコト、思ヒマス  
一、同、製造部職長ノ借入ノ取扱七十系トシニ當テ底債金五十系トシ普通改工四  
十系(食費金)ニスレコト 見習改工ノ初給十五系トシ三月月後より二十系  
以上トスレコト

答、職長、工場長より五十系以上ヲ出サレシセン

一、同、最低給料ヲ五十系トスレコト

答、コレモ未定マセン

一、同、二當ハ五十系あるコト

答、コレモ私ノ方ニハ出ス事ハ出来マセン然レモ私ノ方ニハ二當ト云フ者ヲ監  
ク控テ考テ持ツテ抗リマセンヨリ給料増額ヲ云フコトハ出来マセン

(音階)今迄ノ異議ノ交渉ハ諸君ヲ過ラウシマセカテ交渉ハ是レ限リサテ  
切り度イト思ヒマス

一、同、二當ヲ監クト云フコトニ就テ 監テ控ニシテハ何如デスヤ

答、此ノ件ハ月ノ相違申シ監テ云フコトニ至ラ 事ハ未定ト云フ事ハ出来マセン

一、同、普通改工ヲ四十系ノ固定給ニスレコト

答、普通改工ハ三十系ニ當テ 年氣校長五十系位ニシ度イト思ヒマス

(深沢)此ノ問題ハ早矢仕サシノ方カラ答テ了解シテ答テサイト思ヒマスカラ  
後ノ復新ノ問題ガ起リシナイカト思ヒマスカラ此ノ問題ハコノ位ニシ

サイト思ヒマス

(徳島)此ノ問題ハ最後ノ問題ヲサシニ唯單ニ申聞シタト云フ大テ是ヲ以

テ我々が抵抗シ控ト云フ譯チナリマセン

結局此ノ問題ハ分支配人乾糸氏ノ指示次第解決スレコト

一、同、初給ハ十系トシ三月月後より三月月後より二十系以上トスレコト

答、他所ノ方デハ五年ツノ昇給ニシテ相テハカラ私ノ方ハ未だ乾糸氏ノ指示  
カラ未定ニシテイト思ヒマス

一、同、見習給

答、見習ノ給料ニ若干サレテ来テカラ未定ニシテイト思ヒマス

一、同、炊事ノ方ハ補助ヲ一名増カシテ賃ヒサイト思ヒマス

答、炊事ノ補助一名ヲ増カスレコトハ出来マセン

一、同、公休ノ一諸コトヲ賃ヒサイト(車)増設

答、炊事俸ハ皆ト一諸コト公休ハ出来マセンカラ公休ハ一月月ニ一回トシテイト

思ヒマス

一、同、被服ノ方ハ

一、同、被服ノ方ハ